令和3年山辺町農業委員会第1回総会 議事録

- 1. 開催日時 令和3年1月25日(月) 13時30分~15時00分
- 2. 開催場所 山辺町役場 3 階 委員会室 (1)
- 3. 出席委員(8人)

1番岡崎政志2番鈴木正志3番齋藤祭4番佐藤るみ子5番多田秀逸6番渡邊秀彦7番多田美幸8番江口順市

- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 佐藤 英敏 係長 佐藤 義朗 主 事 木村 健太

- 6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第2号 農用地利用集積計画に対する決定について
 - 議第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
 - 報告(1)農地法第3条の3第1項による届出書の受理について
 - 報告(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
 - 報告(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について

7. 会議の概要

会長

ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第1回総会を開催いたします。初めに 事務局長より出席委員の報告をお願いします。

事務局長

はい。本日、出席委員は、8名中8名全員でありますので、山辺町農業委員会会議規則第6条の会議の成立に関しましては、会議開催に必要な定数に達しており、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、同規則第4条によりまして、議長は会長が務めることになっておりま すので、江口会長より議事進行をお願いします。

議長

それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、7番多田美幸委員と1番岡﨑政志委員よろしくお願いします。

これより、議事に入ります。議第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料3ページからご説明いたします。

【議第1号、1番から2番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

議長

無いようなので決を採ります。

議第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を可決しますのでよろしくお願いします。

事務局

議第2号に入る前に、議第2号に関しまして江口順市委員、岡崎政志委員が借り 人となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限に より当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。関係議案終了後に着席い ただきます。

なお、議長、会長職務代理者が対象者の為、慣例により最年長者の齋藤委員より 代理議長をしていただきます。

(江口順市委員、岡﨑政志委員退席)

代理議長

議第2号「農用地利用集積計画に対する決定について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料6ページになります。農用地利用集積計画に対する決定について。 【議第2号、1番から13番を議案書をもとに朗読】

以上よろしくご審議お願いします。

代理議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

代理議長

無いようなので決を採ります。

議第2号「農用地利用集積計画に対する決定について」 賛成委員の挙手を求めま す。

(全員賛成)

代理議長

全員賛成です。よってこの件を許可しますのでよろしくお願いします。

(江口順市委員、岡﨑政志委員着席)

議長

次に、議第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局より 説明をお願いします。

事務局

はい。資料9ページになります。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

【議第3号を議案書をもとに朗読】 以上よろしくご審議お願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問お願いします。

鈴木委員

農業委員会法33条の議事録の公表はどのようにして公表しているのでしょうか。

事務局

HPで公表させていただいております。

議長

他に何かございますか。

無いようなので決を採ります。

議第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」 賛成委員の挙手を 求めます。

(全員賛成)

議長

全員賛成です。よってこの件を可決しますのでよろしくお願いします。 次に、報告事項に入ります。「農地法第3条の3第1項による届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の11ページになります。農地法第3条の3第1項による届出書の受理について。

【報告(1)、40番から43番、1番から3番を議案書をもとに朗読】 以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようなので、次に「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の13ページになります。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について。

【報告(2)、1番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

無いようなので、次に「農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料の14ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知書の確認の報告について。

【報告(3)、22番から25番を議案書をもとに朗読】

以上で報告を終わります。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

何も無いようです。

他に何かございますか。何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会 第1回総会を閉会いたします。